



快適で豊かな生活をおくりながら
私たちの大切な川を守りつづけましょう

あなたにも今すぐできる生活排水対策

合併処理浄化槽



能代市



川や海を汚しているのは誰？

私たちの家庭から出る生活排水が最大の原因です

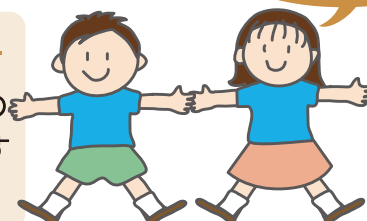
ぼくの名前は
オダッキー
川や海を汚して
いるのは
ぼくたちなんだね



生活雑排水の汚れの6割以上を占める
台所の污水はどれくらい汚れているの？

魚がすめる水にするのに必要な水の量は？

食品をそのまま流した場合、魚がすめる水質(BOD 5mg/ℓ)にするのに、どれくらいの水が必要かを見てみましょう。例えば、みそ汁1杯を流すと、浴槽(300ℓ)4.7杯の水が必要になります。

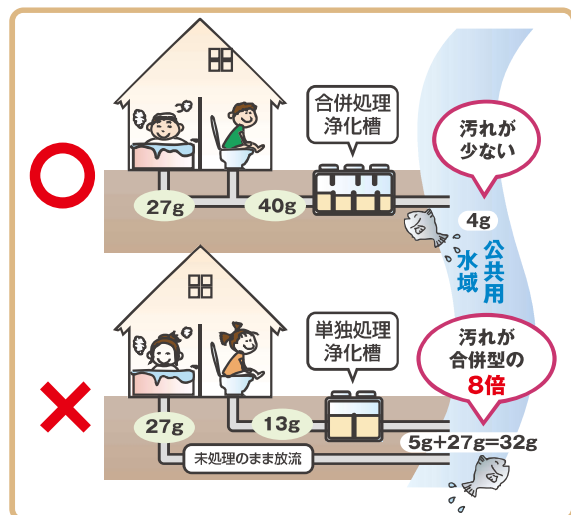


そのまま流すと
川が汚れちゃうよ

てんぷら油 500ml 浴槽(300ℓ) × 330杯	おでんの汁 500ml 浴槽(300ℓ) × 25杯	日本酒 180ml 浴槽(300ℓ) × 24杯	牛乳 200ml 浴槽(300ℓ) × 10杯	マヨネーズ 10ml 浴槽(300ℓ) × 8杯	みそ汁 200ml 浴槽(300ℓ) × 4.7杯	米のとぎ汁 2,000ml 浴槽(300ℓ) × 4.2杯	しょう油 15ml 浴槽(300ℓ) × 1.5杯
---	--	--	---	--	---	---	---



単独処理浄化槽から
合併処理浄化槽への転換が急務



平成13年から
「単独処理浄化槽」の新規設置は
原則として認められていません

ボクの分まで
がんばって！

キミの役割は終わったよ
あとはボクに任せてね！



家庭用浄化槽の種類

現在、家庭で設置されている浄化槽には「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」があります。このうち「単独処理浄化槽」は「し尿処理」しかできないため、「生活雑排水(風呂、台所、洗濯等の排水)」をたれ流しにして、川や海を汚してしまいます。「生活雑排水」を浄化できる合併処理浄化槽へのつけ替えが急がれています。



水の汚れの指標となるBOD (生物化学的酸素要求量)
Biochemical Oxygen Demand

水の汚れぐあいを表す指標に、BODがあります。これは「水の汚れをバクテリアが食べて分解するのに必要な酸素量」のことで、mg/ℓという単位で表します。水の汚れ(有機物質)が大きいとそれだけ酸素要求量が多くなるので、BODは高い数値になり、きれいな水ほどBOD数値が低くなります。



合併処理浄化槽のはたらき

下水道と同じように生活排水を処理できます



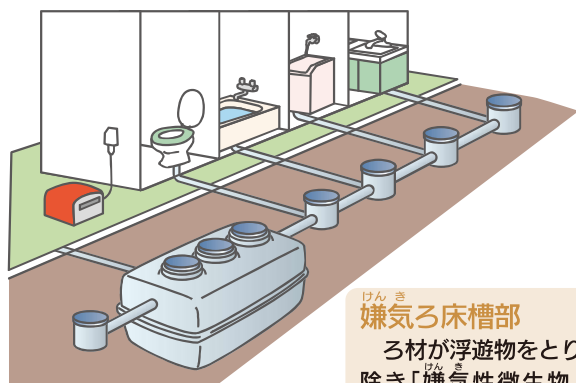
浄化槽って
すごい
はたらきもの
なんだね！

合併処理浄化槽のしくみを大解剖



合併処理浄化槽の特徴

家庭のさまざまな水の汚れに対応しています

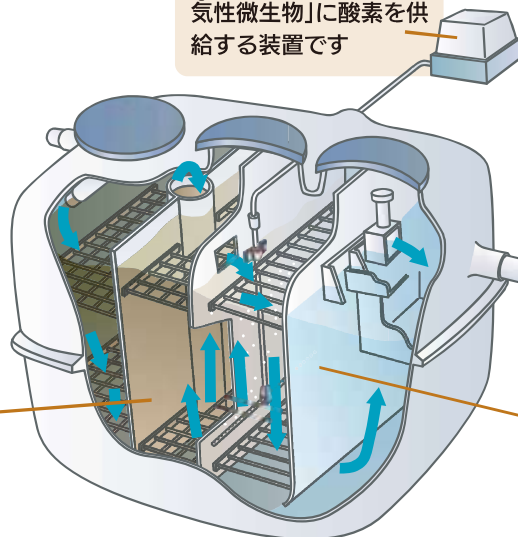


嫌気ろ床槽部

ろ材が浮遊物を取り除き「嫌気性微生物」が水の中の汚れ(有機物)を浄化します

送風機(ブロー)

合併処理浄化槽の「好気性微生物」に酸素を供給する装置です



接触ばっ気槽部

液体と空気を接触させてばっ気し接触材の「好気性微生物」により汚水を循環接触させて浄化します



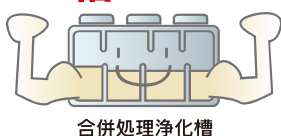
合併処理浄化槽のここがすごい

- 1** 家庭から出る水の汚れを、
単独処理浄化槽の8分の1
に減らすことができます！



すげー！

8倍のパワー

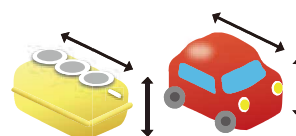


合併処理浄化槽

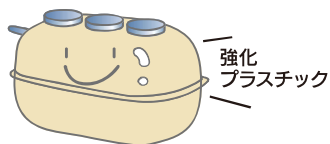
- 2** 水洗トイレで
快適生活！



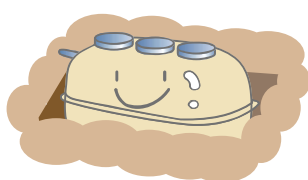
- 3** 設置スペースは
マイカー1台分



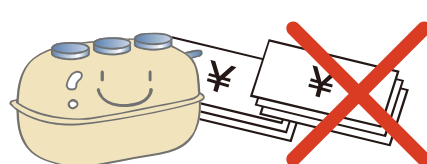
- 4** 強化プラスチックで、
強度・耐久性もばっちり！



- 5** 取り付け工事が簡単！
すぐに設置できます



- 6** 市の助成制度があるので、
個人負担が軽く済みます！



浄化槽の主役は微生物

「合併処理浄化槽」では、水中の微生物のはたらきを利用して、汚れた水をきれいにしています。それらの微生物には、空気を好む「好気性微生物」と空気がきらいな「嫌気性微生物」がいます。微生物たちは、水中の汚れ(有機物)をエサにして、数をどんどん増やしていきます。浄化槽をうまくはたらかせるためには、微生物たちの特徴に合わせて、元気になるような環境や条件を整えることが大切です。



ボルディセラ



パラメシウム



オベルクラリア



フィロディナ

●公共下水道全体計画区域外や農業集落排水区域外に設置する方
※3ページ「市設置型制度」へ→

●公共下水道全体計画区域の事業計画区域外に設置する方
※7ページ「個人設置型制度」へ→

市の制度①

公共下水道全体計画区域外や 農業集落排水区域外に設置する方

ぼくの名前は
サップ
ここからはいろいろな
制度や手続きを
紹介するね



市が設置・管理する「市設置型」制度

市設置型とは

市設置型とは、合併処理浄化槽の設置、その後の維持管理を市が行う制度です。

浄化槽設置工事は市が実施します

- 浄化槽本体の設置は、市が行います。(一部個人負担があります)
- 宅内・宅外配管工事(下記「工事費の負担区分」の個人部分)やトイレ改造にかかる経費などは、全額個人負担になります。
- 専用住宅、併用住宅、事業所等、すべての建物が対象となります。

維持管理も市の責任で実施します

- 市の委託業者などが定期的に点検・清掃・検査を行います。
- 専用住宅と併用住宅については、維持管理費の一部を市が負担します。

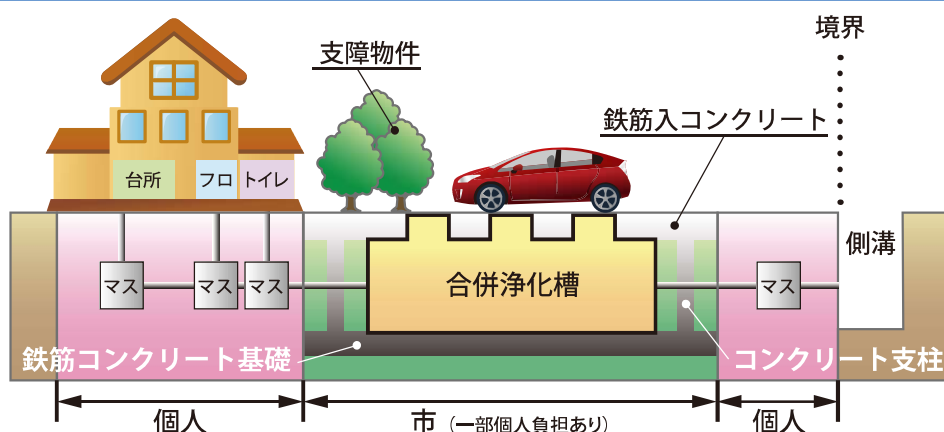
※詳しくは、5ページ「市設置型浄化槽の使用料と維持管理」へ→

設置費用の融資制度をご利用ください

- 設置工事1件につき、100万円以内の資金融資が受けられます。

※詳しくは、裏面「融資あっせん制度」へ→

工事費の負担区分



専用住宅 — 居住専用の住宅
併用住宅 — 居住部分とそれ以外(店舗等)が併用されている住宅
居宅部分が全体面積の1/2以上の場合、ただし居住部分が1/2未満であっても人槽が50人までを含む
事業所等 — 専用住宅、併用住宅以外の建物

浄化槽本体をがっちりガードします

～本体設置(標準)工事の内容～

浄化槽本体を雪の重さから保護するため、鉄筋入りコンクリート基礎、浄化槽の上部にも鉄筋入りのコンクリートを設置し、更にコンクリート支柱4本で支える構造になっています。

※浄化槽本体を設置する場合に庭木・コンクリート土間などの支障物があり、移転や撤去しなければならない場合や、特殊事情によりポンプアップなど各種付帯工事が必要な場合は個人負担となります。また、送風機は本体につきますが修理・交換が必要となった場合は、個人負担となります。





工事費の個人負担と設置について

◇本体設置工事費と費用負担

(令和8年4月1日施行)

人槽	浄化槽設置 標準工事費	個人負担額		備 考
		専用・併用住宅	事業所等(4割)	
5人槽	1,038,000円	150,700円	415,200円	*標準工事費は、浄化槽本体を設置する部分の工事費で、国の基準額です。
7人槽	1,188,000円	204,100円	475,200円	*宅内・宅外配管、水洗トイレ・電気工事などは、別途個人負担となります。
10人槽	1,668,000円	255,400円	667,200円	*台所及び浴室が2箇所以上は、2世帯住宅用(10人槽)になります。

※10人槽を超える場合は別の区分となります。



個人負担額は、専用・併用住宅で国標準工事費の約2割、事業所等は4割です

負担金は、設置工事完了後に納付書によって市に納めていただきます。



浄化槽の人槽算定

専用住宅用の合併処理浄化槽は、実使用人員により人槽が決まります。

(2世帯住宅は10人槽となっております。)

また、併用住宅や事業所等は算定方式が異なりますのでお問い合わせください。



**費用の見積から完成までの流れ
申請から設置まで3カ月程度かかります**

何人槽の浄化槽を設置したらよいか、工事費用はどれくらいかかるかなど、市の担当課が現地調査のうえ工事計画書を提示して詳しくご説明します。

水洗化工事などの見積は別途必要になりますので、申請までにご用意ください。

※詳しくは6ページ「市設置型浄化槽の手続き」へ→

◇浄化槽本体の大きさと設置に要する土地面積

人槽	幅	長さ	高さ	面積
5	102cm	170cm	159cm	3.6㎡(1.1坪)
7	102cm	230cm	159cm	5.0㎡(1.5坪)
10	123cm	312cm	177cm	5.6㎡(1.7坪)

●設置スペースはおおよそ小型乗用車1台分





市設置型浄化槽の使用料と維持管理



市で維持管理するから手間いらず

浄化槽の保守点検や清掃、法定検査など、毎年の維持管理にかかる費用を市が負担します。使用者は、使用料を毎月市に納めていただきます。

市が業務委託した業者が定期的に設置者宅をお訪ねし、維持管理を行います。

浄化槽の正しい使用を心がけ、異常が感じられないかどうかのチェックをお願いします。

◇浄化槽月額使用料内訳 (平成28年7月1日施行)

人 槽	月額使用料(税抜き)	
	専用・併用住宅	事業所等
5 人 槽	2,600円	3,800円
7 人 槽	3,600円	5,100円
10人槽	4,500円	6,000円

※10人槽を超える場合は別の区分となります。

市の維持管理の主な内容

- 4カ月に1回の保守点検や薬品の補充
- 年1回の汚泥の引抜き
- 年1回の法定検査

使用者の維持管理の主な内容

- 使用者の都合により浄化槽を休止、移動、撤去する場合
- 使用者の責による修繕の必要が生じた場合
- 送風機(ブロワー)の修理や交換が生じた場合
- 電気料

※送風機は、浄化槽内の微生物に酸素を供給するための機械です。

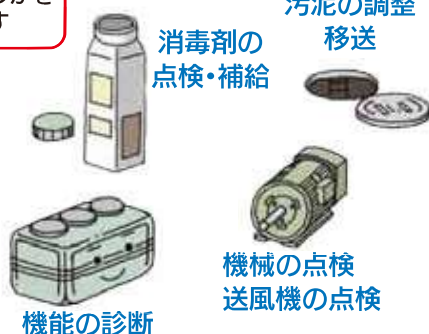
設置後等の水質検査

使用開始後
3～8カ月の間に



浄化槽の設置が正しく行われているかどうかをしらべます

浄化槽の保守点検



消毒剤の
点検・補給

汚泥の調整
移送

機械の点検
送風機の点検

機能の診断

清 掃



定期検査

浄化槽の保守点検などが正しく行われているかどうかをしらべます





市設置型浄化槽の手続き

- 1 申請書を市に提出(設置者)
- 2 協定書、契約書など(市と設置者)
- 3 現地調査(市)
- 4 工事計画書作成(市)
- 5 工事計画承認(市と設置者)
- 6 工事発注・入札(市)
- 7 工事施工(施工業者)
- 8 工事完了・検査引渡し(市)



- 9 分担金納付
浄化槽使用開始届提出(設置者)

市から送付する納付書によって分担金を納付していただきます。
全ての工事が完了し浄化槽の使用開始が決まりましたら、使用開始届を市に提出してください。



- 10 使用料納付(設置者)
維持管理(市)

使用が開始されると市から納付書を送付しますので、納期限にしたがって毎月納付してください。

市委託の業者などが、浄化槽の点検・清掃・検査のために定期的に設置者宅を訪問します。



市の制度②

公共下水道全体計画区域の 事業計画区域外に設置する方

個人が設置・管理する「個人設置型」制度

個人設置型とは

個人設置型とは、合併処理浄化槽の設置、その後の維持管理を設置者個人が行う制度です。
合併処理浄化槽設置の際には、人槽に応じて補助金が交付されます。

補助金を受けることができる人

- 居住を目的とする住宅(店舗併用住宅を含む)に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする方
※賃貸住宅(一定の条件を満たす賃貸住宅を除く)、一戸建建売住宅、共同住宅は対象外となります。
※店舗併用住宅は、居住部分のみについて算定した人槽区分が10人槽以下となります。
- 市税の滞納がない方

設置費用の融資制度をご利用ください

- 設置工事1件につき、100万円以内の資金融資が受けられます。
※詳しくは、裏面「融資あっせん制度」へ→

補助金額

個人設置型制度の合併処理浄化槽を設置する際の補助金額は次のとおりです。

◇補助金額

(令和8年4月1日施行)

人槽	補助金額
5人槽	414,000円以内
7人槽	474,000円以内
10人槽	660,000円以内

※補助金額は、国の基準額が変更になった場合は変わります。

公共下水道が整備されたら

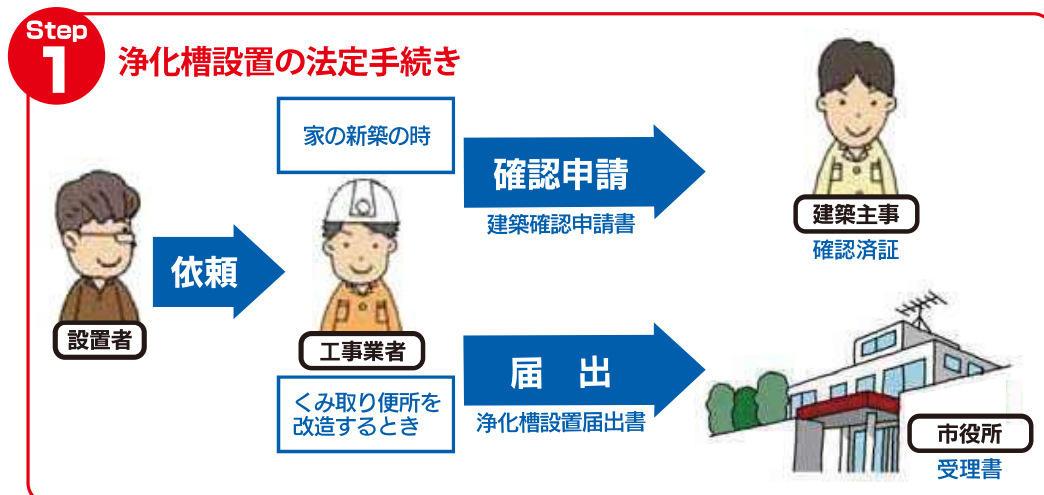
下水道が整備され、処理区域として告示された区域は、その告示日から**3カ月以内に下水道へ接続**することが義務づけられており、浄化槽を廃止することになっています。

(下水道法第10条の1、能代市下水道条例施行規程第3条)

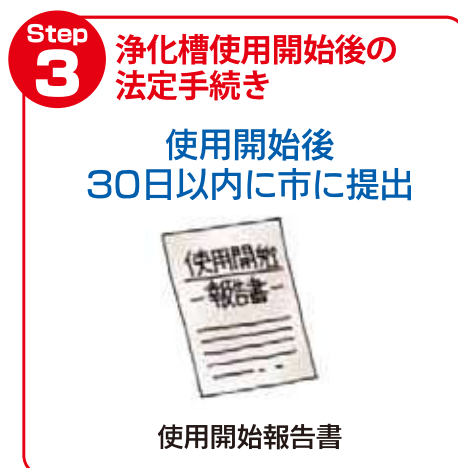




個人設置型浄化槽設置の 手続きと補助金



浄化槽設置工事(県登録業者)



- 1 浄化槽設置届の提出(設置者)
- 2 受理書の発行(市)
- 3 補助金申請書の提出(設置者)※
- 4 現地調査
(事前着工有無の確認)(市)※
- 5 補助金交付決定通知書発行(市)※
- 6 浄化槽設置工事施工(施工業者)
- 7 工事完了・実績報告書提出(設置者)※
- 8 検査・補助金交付
確定通知書発行(市)※
- 9 補助金請求書提出(設置者)※
- 10 補助金交付(市)※
- 11 浄化槽使用開始報告書提出(設置者)

※は補助金を申請する場合の手続きです。



個人設置型浄化槽の維持管理



浄化槽の保守点検と清掃について説明します

保守点検を受けましょう！

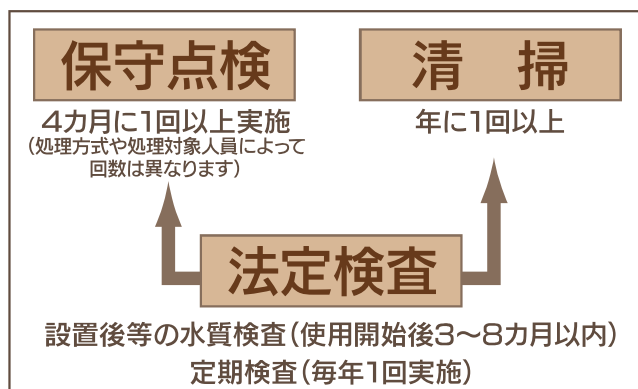
「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充などを行います。「保守点検」は4カ月に1回以上実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。)「保守点検」の委託は、浄化槽管理士のいる専門の登録業者に委託します。



清掃を行いましょう！

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、バキューム車での汚泥の引き抜きを、年に1回以上行わなければなりません。清掃は、「市の許可業者」に委託します。

浄化槽の維持管理に必要なこと



法定検査を受けましょう！

浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。法定検査には、使用開始後3～8カ月以内に行う「設置後等の水質検査(7条)」と毎年1回行う「定期検査(11条)」とがあり、県指定の検査機関による検査を受けなければなりません。



浄化槽の使い方



浄化槽と
上手に
つきあってね!

家庭での浄化槽の使い方と維持管理で
微生物が元気にはたらいてくれるよ!



浄化槽の正しい使い方について説明します

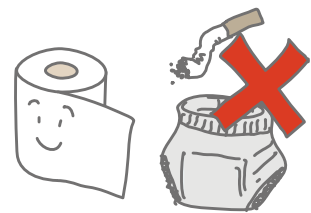
- 1** トイレの洗浄水は
十分な量を流す。



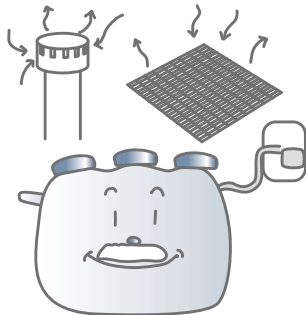
- 2** 便器の掃除には、微生物に影響
するような薬剤を使用しない。



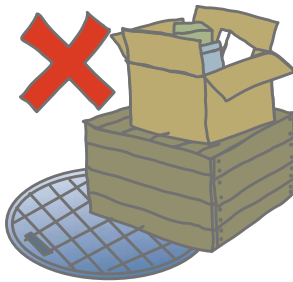
- 3** トイレにトイレットペーパー
以外の異物を流さない。



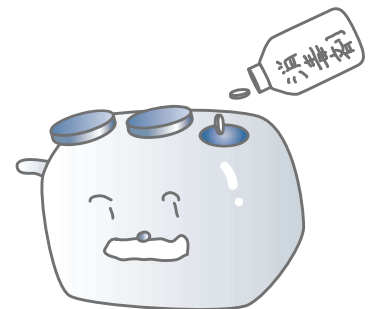
- 4** 浄化槽の電源は切らない。
また、通気口や送風機の空気
取り入れ口はふさがない。



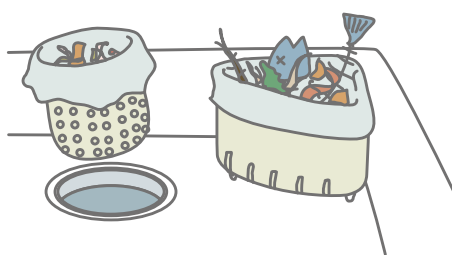
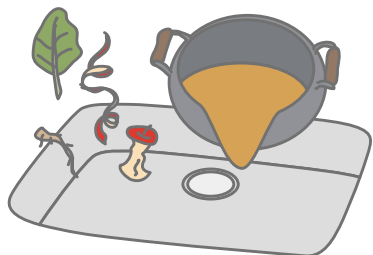
- 5** マンホールの上に物を置かず、
蓋はいつもきちんと閉めておく。



- 6** 消毒剤は切らず、常に
消毒されるようにする。



- 7** 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



市の制度③

融資あっせん制度をご利用ください



市の制度で合併処理浄化槽を設置し、トイレの水洗化工事をする場合は、金融機関から改造工事資金を借りられるようあっせんします。

◆ご利用の際は、各制度の申請書と一緒に申請してください。

- ・あっせん額・・・工事1件につき100万円以内
- ・利　　子・・・全額市が負担します
- ・返　　済・・・元金均等で50カ月以内

◆融資あっせんの要件

- ・専用住宅（事業所等を除く）
- ・市税の滞納がないこと
- ・資金の償還について支払い能力を有すること
- ・市内に連帯保証人がいること



◆金融機関

秋田銀行、北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、東北労働金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あきた白神農業協同組合、秋田やまもと農業協同組合の本店と各支店です。



● お問い合わせ先 ●

能代市 都市整備部 下水道課

電話 下水道管理係 0185-89-2202
FAX 0185-54-3347

下水道整備係 0185-89-2203
E-mail gesuido@city.noshiro.lg.jp

能代市 浄化槽

🔍 検索